

別 添

平成 24 年 12 月 18 日
鹿児島県県民生活局
青少年男女共同参画課

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）補助金における 「年間平均児童数」の考え方について

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）補助金の補助基準額の算出基礎となる「年間平均児童数」について、下記のとおりとする。

記

1 国庫補助基準額の算出基礎となる「年間平均児童数」の考え方

厚生労働省の平成 17 年 12 月 15 日付けの事務連絡（別紙のとおり）

- ① 年間平均児童数は、クラブにおける、年間を通じた平均的な登録児童数を算定するものであり、登録児童は、クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者とする。
- ② このため、日常生活において発生する塾や習い事あるいは疾病等による欠席日数を積み上げ、年間平均児童数の算定から除く必要はない。

2 「年間平均児童数」の具体的な算出方法等

上記 1 の考え方を踏まえて、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）補助金の計画・申請・実績報告に当たっては次のとおりとする。

（1）「年間平均児童数」の考え方

- ① 「年間平均児童数」は、「クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する登録児童数」の年間平均を算定したものである。
- ② この「年間平均児童数」の算定に当たり、日常生活において発生する塾や習い事あるいは疾病等による欠席日数を除く必要はない。
- ③ 上記②以外の事由による欠席についても、やむを得ないと認められる場合は、欠席日数を除く必要はない。

（2）具体的な算定方法

「年間平均児童数」の算定については、以下のいずれかの方法による。

ア 年間の延べ登録児童数（クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者）÷ 年間開設日数

イ 各月の基準日（※）の登録児童数（クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者）の 12 か月合計 ÷ 12

※ 基準日：毎月決まった日、例えば月の初日など

3 実績報告における利用実態の確認

各市町村においては、登録児童について、出席簿や欠席届、利用料の納付状況などにより、「継続的に利用する者」であることの確認に努め、対外的に説明できるようにしておくこと。